県立大学法人化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 県は、県立大学法人制度等検討会議の報告に基づき、県立大学を法人化するための 実施機関として、県立大学法人化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 法人制度の組織・業務に関する具体的な検討に関すること。
- (2) 法人制度の人事制度に関する具体的な検討に関すること。
- (3) 法人制度の目標・計画、評価に関する具体的な検討に関すること。
- (4) 法人制度の財務会計制度に関する具体的な検討に関すること。
- (5) その他法人制度の具体的検討に必要な事項。

(組 織)

- 第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副知事、副本部長は出納長をもってあ てる。

(会議)

- 第4条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集する。
- 2 副本部長は、本部長が不在のとき代理を務める。

(幹事会)

- 第5条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる参事等をもって構成し、ア組織・業務、イ人事制度、ウ目標・計画、評価、工財務会計制度の 4 つの専門部会を置き、その構成員については、幹事長が別に定める。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整を行うとともに、各大学の検討組織と連携を 図りながら法人化に関する実務的な事項等について協議調整する。
- 4 幹事会には幹事長を置き、幹事長は文書管財領域総括参事をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、専門部会ごとに単独で若しくは合同で開催することができる。
- 6 幹事会には、必要に応じて各大学の部会を設置することができ、その場合の構成員については、幹事長が定める。
- 7 幹事長は、必要に応じて構成員以外の者に対して幹事会への出席を求めることができる。
- 8 幹事会には、具体的な調査検討等を行わせるため、必要に応じてプロジェクトチーム等 を置くことができ、その場合の必要な事項は幹事長が別に定める。

(庶 務)

第6条 推進本部の庶務は、文書管財領域県立大学法人化グループにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、平成16年1月22日から施行する。
- この要綱は、平成16年7月5日から施行する。

別表1(第3条関係)

副知事				
出納長				
医科大学長				
会津大学長				
総務部長				
医科大学事務局長				
会津大学事務局長				
保健福祉部長				
商工労働部長				
病院局長				
教育長				
·	1	1	1	`

(11)

(11)
別表2(第5条関係)
文書管財領域総括参事
財務領域総務予算グループ参事
財務領域財政グループ参事
人事領域職員研修グループ参事
人事領域行政経営グループ参事
人事領域人事グループ参事
人事領域福利厚生グループ参事
人事領域給付グループ参事
文書管財領域県立大学法人化グループ参事
健康衛生領域医療看護グループ参事
地域経済領域産業創出グループ参事
出納局総務管理グループ参事
病院局経営グループ参事
教育総務領域総務企画グループ参事
教育総務領域福利厚生グループ参事
教育総務領域福利給付グループ参事
医科大学総務領域総務企画グループ参事
医科大学総務領域予算経理グループ参事
医科大学総務領域施設管理グループ参事
医科大学病院領域管理グループ参事
医科大学病院領域経営企画グループ参事
医科大学病院領域医事グループ参事
医科大学学生課長
会津大学大学領域総務グループ参事
会津大学大学領域企画予算グループ参事
会津大学大学領域連携支援グループ参事
会津大学学生課長
会津大学短期大学領域主任主査

(29)